

サギ被害防止対策 特殊詐欺等被害防止機器設置補助事業

高齢者をターゲットにした、還付金サギや悪質な勧誘電話が増加しています。むつ市では、65歳以上の高齢者を対象に、被害を未然に防ぐ機能(番号表示、会話録音機能など)を有する電話機等の購入費用の一部を補助します。

還付金があります

個人情報
が漏れています

むつ市でも被害が
発生しています！



「消費者庁イラスト集」より



被害に遭わないためには…

- ◎ 電話の相手を確認する
- ◎ 留守電機能を活用する
- ◎ 非通知の電話には出ない

補助対象となる機器は、
令和元年9月1日以降に
むつ市内の店舗で購入した
【補助金対象機器】に限ります。

店頭での目印は、
このマーク!!



対象者

- 次の①～③の要件を満たす方が対象となります
- ①むつ市に住民登録し、居住している
 - ②市税の滞納がない
 - ③満65歳以上の方が属する世帯

補助金額

令和元年9月1日以降に購入した【補助金対象機器】に限り、購入費の2分の1以内(100円未満 端数切捨て) 限度額は5,000円

〈例〉 購入金額12,000円の場合

- 12,000円の1/2=6,000円
- 補助金額は5,000円

補助金交付は申請受付先着順です

申請方法

市役所担当課窓口で、申請書への記入が必要です

必要書類等

- ・ 購入時のレシートや領収書
 - ・ 購入機器が確認できる説明書等
 - ・ 固定電話の契約先がわかる書類(請求書等)
 - ・ 振込先の口座が分かるもの(通帳等)
 - ・ 印鑑
- など

注意点

- ※ 番号表示サービスは、**月額400円～600円程度の利用料金**が発生します
- ※ 機器設置のため、別途工事が必要となる場合があります
- ※ 補助対象となる機器は、**むつ市内の店舗で購入**したものに限りませ

問合せ・申請先 むつ市役所 産業雇用政策課

☎0175-22-1111 (内線2653)